

○飯塚市障がい者ホームヘルプサービス利用等に対する支援措置事業実施
要綱

平成18年3月26日
飯塚市告示第100号

(趣旨)

第1条 本市が実施する障がい者ホームヘルプサービス利用等に対する支援措置事業については、「障害者ホームヘルプサービスに係る利用者負担額の軽減制度事業実施要綱(平成12年5月1日老発第474号)」に定めるもののほか、この告示の定めるところにより行うものとする。

(申請及び決定)

第2条 前条の事業の申請があった場合において、決定通知書を申請者に交付するものとする。

(補則)

第3条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成18年3月26日から施行する。